

求職活動申告書

(宛先) 板橋区長

記入日 年 月 日

求職者氏名

電話番号 ()

ふりがな 児童氏名		ふりがな 児童氏名	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
施設名	<input type="checkbox"/> 第一希望申込 <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 不定期利用	施設名	<input type="checkbox"/> 第一希望申込 <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 不定期利用

求職活動の状況について、下記の通り申告します。
今後、就職先が決まった際は、速やかに就労証明書を提出します。

1 当申告について	すでに求職活動申告書を提出しているが、期日までに就労開始が出来なかったことによる再申告に該当しますか。	
	<input type="checkbox"/> はい → 3 を記入	裏面もご記入ください (必須)
	<input type="checkbox"/> いいえ → 2、3 を記入	—
2 求職活動の状況	<input type="checkbox"/> 求職活動中	裏面もご記入ください
	<input type="checkbox"/> 保育園等に預託後、開始予定	—
3 求職活動の頻度 (見込み含む)	1日 時間、週 回	

認可保育施設の入所申請をする方、もしくはすでに認可保育施設へ入所中の方が提出する場合は、以下を確認し署名してください。

	確認しました <input checked="" type="checkbox"/>
求職活動を開始後、4か月目の1日（退職の場合は退職日の翌月から、もしくは保育施設入所後から。以下同じ）までに就労開始が必要です。	<input type="checkbox"/>
就労開始後、速やかに就労証明書を提出します。（原則、4か月目の10日までに板橋区役所必着）	<input type="checkbox"/>
4か月目の1日までに就労を開始できなかった場合は、4か月目末日までを退園整理期間とし、4か月目末日をもって退園します。	<input type="checkbox"/>
4か月目の1日までに就労を開始できず退園になるが、求職活動を継続するなど、認可保育施設の利用を引き続き希望する場合は、あらためて申込締切日までに入所申請をします。ただし、選考の結果、入所保留（不承諾）となる場合があることに了承します。	<input type="checkbox"/>

上記事項を確認しました。

記入日 年 月 日 保護者氏名

